

鳥取県告示第112号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年2月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社アール&エス	鳥取市賀露町南一丁目1-35	みんなのライフケア	鳥取市賀露町南一丁目1-35	訪問介護	平成24年2月17日
株式会社 IAP	八頭郡八頭町郡家76-35	あっとほーむ	八頭郡八頭町郡家76-35	通所介護	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
株式会社アール&エス	鳥取市賀露町南一丁目1-35	みんなのライフケア	鳥取市賀露町南一丁目1-35	介護予防訪問介護	平成24年2月17日
株式会社 IAP	八頭郡八頭町郡家76-35	あっとほーむ	八頭郡八頭町郡家76-35	介護予防通所介護	〃